

2023年6月12日

お客様 各位

米子信用金庫

サマーキャンペーンの実施について

米子信用金庫(理事長 青砥 隆志)は、令和5年6月12日(月)から下記のとおりサマーキャンペーンを実施いたしますのでお知らせいたします。

キャンペーンの詳細につきましては、別添えのチラシをご覧くださいませようお願いいたします。

記

名称	特別金利定期預金「ひまわり」	
期間	令和5年6月12日(月)～令和5年9月29日(金)	
対象者	個人または個人事業主	
預入金額	10万円以上1,000万円未満(1円単位)	
適用利率	1年	0.15%(税引後 0.119%)
	3年	0.20%(税引後 0.159%)
	5年	0.25%(税引後 0.199%)
	※適用利率は、預入日から初回満期日までの期間とし、満期日後に継続となる定期預金は継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率を適用します ※金利情勢により取扱期間中でも適用利率を変更する可能性があります	

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
米子信用金庫営業統括部
TEL : 0859-33-1247

よなごしんきん特別金利定期預金

ひまわり

／ キャンペーン期間 ／

令和5年6月12日(月)～

令和5年9月29日(金)

お預入れ期間**1年**

年**0.15%**
(税引後0.119%)

お預入れ期間**3年**

年**0.20%**
(税引後0.159%)

お預入れ期間**5年**

年**0.25%**
(税引後0.199%)

対象

個人または個人事業主

金額

1口10万円以上
(1円単位1,000万円未満)

※店頭でのお取り扱いのみとなります。

※満期後は、満期日時点の店頭表示利率で自動継続となります。

※金利環境の変化により、優遇金利の見直しまたは取扱いを中止する場合があります。



特別金利定期預金「ひまわり」商品概要説明書

令和5年6月12日現在

商品名	特別金利定期預金「ひまわり」
販売対象	個人・個人事業主のお客様
預入期間	1年、3年、5年 自動継続（元利金継続）
預入	
①預入方法	・一括預入
②預入金額	1口10万円以上、1,000万円未満（1円単位）。
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利息	固定金利
①適用利率	・預入期間が1年は0.15%、3年は0.20%、5年は0.25%を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示の利率を適用します。 ※金融情勢によりキャンペーン中に利率を変更することがあります。
②利払方法	満期日以降に一括してお支払します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
③計算方法	・預入期間1年　　：単利型 ・預入期間3年、5年：半年複利型
取扱期間	令和5年6月12日（月）から令和5年9月29日（金）まで ※なお、金利情勢によって期間中でも取扱を中止することがあります。
税金	・平成25年1月1日～令和19年12月31日までに受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・マル優の取扱いはできません。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。
金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。 ・もしくは、当金庫ホームページ上に表示します。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、所定の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。

苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-475-818）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本定期預金は当金庫所定の規定により取り扱います。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険事故発生の場合には、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります〔当金庫に複数の口座（当座・無利息型普通・別段預金を除く）がある場合には、それらの預金元本（当座・無利息型普通・別段預金を除く）を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。 ・金利環境の変化等によりお取扱い内容を変更、またはお取扱を中止することがあります。

通帳アプリ

いつでも どこでも

スマートフォンで

入出金明細が

確認出来て便利！



公式SNS



地域の楽しい情報をお届け♪
プレゼント企画もやっています♪

